



# 三重県公報

令和2年3月27日(金)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
<b>人事委規則</b>			
	三重県人事委員会規則7-12（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則	（人事委員会）	2
	三重県人事委員会規則7-75（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則	（同）	5

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 竹川博子

三重県人事委員会規則七十一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七十一二（職員の管理職手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前				
別表第一（第二条関係）				別表第一（第二条関係）				
組織	職	区分		組織	職	区分		
知事 本庁	部長	一種		知事 本庁	部長	一種		
	理事 会計管理者 出納局長 (略)	(略)			理事 会計管理者 出納局長 (略)	(略)	(略)	
部局	次長（任用規則別表に規定する次長級の職で、職の区分が四種と定められているものを除く。）	五種		部局	次長（任用規則別表に規定する次長級の職で、職の区分が四種と定められているものを除く。）	五種		
	ひとづくり政策総括監				ひとづくり政策総括監			
	監 コンプライアンス総括監				監 コンプライアンス総括監			
	医療政策総括監				医療政策総括監			
	へき地医療総括監				へき地医療総括監			
	首都圏営業拠点運営総括監				首都圏営業拠点運営総括監			
	太平洋・島サミット推進総括監				市町連携総括監			
	工事検査総括監				工事検査総括監			
	参事 (略)	(略)			参事 (略)	(略)	(略)	
	課長（任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定めるものに限り、任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあつては、職の区分が八種及び十一種と定められているものを除く。）	十種			課長（任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定めるものに限り、任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあつては、職の区分が八種及び十一種と定められているものを除く。）	十種		
担当課長（人事委員会			担当課長（人事委員会					

		が別に定めるものに限る。)	
		検査監	
		コンビナート防災監	
		県民の声相談監	
		コンプライアンス・労使協働推進監	
		企画調整監	
		人権・危機管理監	
		子ども虐待対策・里親制度推進監	
		土砂対策監	
		人権監	
		消費生活監	
		R D F・広域処理推進監	
		移住促進監	
		農林水産政策・輸出促進監	
		家畜防疫対策監	
		障がい者雇用推進監	
		太平洋・島サミット推進監	
		M I C E誘致推進監	
		建設企画監	
		水災害対策監	
		建築審査監	
		会計支援監	
		課長(任用規則別表に規定する課長補佐級の職で、人事委員会が別に定めるものに限る。)	十一種
		副課長	
		副参事	
		専門監	
地域	(略)	(略)	(略)
機関	その	(略)	(略)
	他	地域機関の長(任用規則別表に規定する課長補佐級の職で、人事委員会が別に定めるものに限る。)	十一種
		副所長(任用規則別表に規定する課長級の職で、人事委員会が別に定めるものに限る。)	
		副参事	
		専門監	
		課長(任用規則別表に規定する課長補佐級の職で、人事委員会が別に定めるものに限る。)	十一種
		看護師確保対策監	
		子ども虐待対策・里親制度推進監	
		人権監	
		消費生活監	
		R D F・広域処理推進監	
		移住促進監	
		農林水産政策・輸出促進監	
		家畜防疫対策監	
		障がい者雇用推進監	
		M I C E誘致推進監	
		建設企画監	
		建築審査監	
		会計支援監	
		課長(任用規則別表に規定する課長補佐級の職で、人事委員会が別に定めるものに限る。)	十一種
		副参事	
		専門監	
地域	(略)	(略)	(略)
機関	その	(略)	(略)
	他	地域機関の長(任用規則別表に規定する課長補佐級の職で、人事委員会が別に定めるものに限る。)	十一種
		副所長(任用規則別表に規定する課長級の職で、人事委員会が別に定めるものに限る。)	
		副参事	
		専門監	

教育局 事務局長	(略)	局長(任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定めるもの)に限り、任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあつては、職の区分が十二種と定められているものを除く。)	(略)	(略)	こころの健康センター
					1 副所長 図書館副館長 美術館副館長 室長(任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定めるもの)に限り、任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあつては、職の区分が十二種と定められているものを除く。)
教育局 事務局長	(略)	局長(任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定めるもの)に限り、任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあつては、職の区分が十種と定められているものを除く。)	(略)	(略)	公衆衛生学院事務局長 総括研究員 副参事 専門監 児童相談センター室長(任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあるものに限る。)
					(略)
教育局 事務局長	(略)	局長(任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定めるもの)に限り、任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあつては、職の区分が十種と定められているものを除く。)	(略)	(略)	児童相談センター室長(任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあるものに限る。)
					(略)
教育局 事務局長	(略)	局長(任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定めるもの)に限り、任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあつては、職の区分が十種と定められているものを除く。)	(略)	(略)	児童相談センター室長(任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあるものに限る。)
					(略)

教育局 事務局長	(略)	局長(任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定めるもの)に限り、任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあつては、職の区分が十二種と定められているものを除く。)	(略)	(略)	こころの健康センター
					1 副所長 図書館副館長 美術館副館長 室長(任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定めるもの)に限り、任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあつては、職の区分が十二種と定められているものを除く。)
教育局 事務局長	(略)	局長(任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定めるもの)に限り、任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあつては、職の区分が十種と定められているものを除く。)	(略)	(略)	公衆衛生学院事務局長 総括研究員 副参事 専門監 児童相談センター室長(任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあるものに限る。)
					(略)
教育局 事務局長	(略)	局長(任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定めるもの)に限り、任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあつては、職の区分が十種と定められているものを除く。)	(略)	(略)	児童相談センター室長(任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあるものに限る。)
					(略)
教育局 事務局長	(略)	局長(任用規則別表に規定する課長級の職にあつては、人事委員会が別に定めるもの)に限り、任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあつては、職の区分が十種と定められているものを除く。)	(略)	(略)	児童相談センター室長(任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあるものに限る。)
					(略)

警察	警察本部	副課長 専門監 副参事	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
警察	警察本部	サイバー犯罪捜査指 導官 広域捜査官 暴力団対策意見聴取 官 交通管制官 交通聴聞官 その他警視である警 察官が任用される職 (人事委員会が別に 定めるものを除く。) 副参事	十一種	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
警察	警察本部	専門監 副参事 上席監査官 サイバー犯罪捜査指 導官 刑事指導官 広域捜査官 組織窃盗対策官 総括情報官 暴力団対策意見聴取 官 企業対象暴力対策官 保護対策官 交通管制官 交通聴聞官 その他警視である警 察官が任用される職 (人事委員会が別に 定めるものを除く。) 副参事	十一種	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年三月二十七日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七十七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則  
三重県人事委員会規則七十七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第二条関係） イ 行政職給料表				別表（第二条関係） イ 行政職給料表			
組織	職務の 級	基準と なる職 務	職名	組織	職務の 級	基準と なる職 務	職名
知事部 局、議 会事務 局、監 査委員 事務 局、人 事委員	3級	1から	船長	知事部 局、議 会事務 局、監 査委員 事務 局、人 事委員	3級	1	船長
		3まで	機関長 講師 監査主査 研修主事 書記（任用規則別表に規定す る主査級の職にあるものに限 る。）			機関長 講師 監査主査 研修主事 書記（任用規則別表に規定す る主査級の職にあるものに限 る。）	

会事務局、教育委員会事務局、労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局及び内水面漁場管理委員会事務局	4	助教 書記（任用規則別表に規定する主任級の職にあるものに限る。）
	4級 (略)	(略)
会事務局、教育委員会事務局、労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局及び内水面漁場管理委員会事務局	2 から 4 まで	課長（任用規則別表に規定する主査級の職にあるものに限る。） 船長（困難な業務を行うものに限る。） 機関長（困難な業務を行うものに限る。） 講師（困難な業務を行うものに限る。） 監査主査（困難な業務を行うものに限る。） 研修主事（困難な業務を行うものに限る。） 書記（任用規則別表に規定する主査級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 次長（任用規則別表に規定する主査級の職にあるものに限る。）
	5級 1 から 3 まで	課長補佐 企画員（困難な業務を行うものに限る。） 副所長（条例第 17 条の規定により管理職手当を支給される職以外の職にあるものに限る。） 副校長（任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあるものに限る。） 教頭 副園長 <u>三重県行政組織規則（平成 14 年三重県規則第 35 号。以下「行政組織規則」という。）第 110 条第 2 項の表の上欄に規定する事務長</u> 教務主任（困難な業務を行うものに限る。） 准教授（困難な業務を行うものに限る。） 監査主幹（困難な業務を行うものに限る。） 課長（任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあるもの

会事務局、教育委員会事務局、労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局及び内水面漁場管理委員会事務局	2	助教 書記（任用規則別表に規定する主任級の職にあるものに限る。）
	4級 (略)	(略)
会事務局、教育委員会事務局、労働委員会事務局、選挙管理委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局及び内水面漁場管理委員会事務局	2	課長（任用規則別表に規定する主査級の職にあるものに限る。） 船長（困難な業務を行うものに限る。） 機関長（困難な業務を行うものに限る。） 講師（困難な業務を行うものに限る。） 監査主査（困難な業務を行うものに限る。） 研修主事（困難な業務を行うものに限る。） 書記（任用規則別表に規定する主査級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 次長（任用規則別表に規定する主査級の職にあるものに限る。）
	5級 1 から 3 まで	課長補佐 企画員（困難な業務を行うものに限る。） 副所長（条例第 17 条の規定により管理職手当を支給される職以外の職にあるものに限る。） 副校長（任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあるものに限る。） 教頭 副園長 <u>事務長</u> 教務主任（困難な業務を行うものに限る。） 准教授（困難な業務を行うものに限る。） 監査主幹（困難な業務を行うものに限る。） 課長（任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあるもの

		に限る。) 書記長補佐 書記（任用規則別表に規定する課長補佐級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 次長（任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあるものに限る。）			に限る。) 書記長補佐 書記（任用規則別表に規定する課長補佐級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 次長（任用規則別表に規定する課長補佐級の職にあるものに限る。）
6級	1 から 4 まで	担当課長 専門監 担当室長 コンビナート防災監 県民の声相談監 コンプライアンス・労使協働推進監 企画調整監 人権・危機管理監  子ども虐待対策・里親制度推進監 <u>土砂対策監</u> 人権監 消費生活監 R D F ・ 広域処理推進監 移住促進監 農林水産政策・輸出促進監 家畜防疫対策監 障がい者雇用推進監 <u>太平洋・島サミット推進監</u> M I C E 誘致推進監 建設企画監 <u>水災害対策監</u> 建築審査監 検査監 会計支援監 行政組織規則第 110 条第 1 項の表の上欄に規定する副局長  副校長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副館長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 行政組織規則第 110 条第 1 項の表の上欄に規定する部長 <u>行政組織規則第 110 条第 1 項の表の上欄に規定する事務長</u>	6級	1 から 3 まで	担当課長 専門監 担当室長 コンビナート防災監 県民の声相談監 コンプライアンス・労使協働推進監 企画調整監 人権・危機管理監 <u>看護師確保対策監</u> 子ども虐待対策・里親制度推進監  人権監 消費生活監 R D F ・ 広域処理推進監 移住促進監 農林水産政策・輸出促進監 家畜防疫対策監 障がい者雇用推進監  M I C E 誘致推進監 建設企画監  建築審査監 検査監 会計支援監 <u>三重県行政組織規則（平成 14 年三重県規則第 35 号。以下「行政組織規則」という。）第 110 条第 1 項の表の上欄に規定する副局長</u> 副校長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副館長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 行政組織規則第 110 条第 1 項の表の上欄に規定する部長

	<p>技術管理監 林業人材育成推進監 教授 調整監 政策法務監 次長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 所長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副所長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副センター長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 市町教育支援・人事監 学校防災推進監 子ども安全対策監 人権教育監 書記長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 室長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 局長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。）</p>		<p>技術管理監 林業人材育成推進監 教授 調整監 政策法務監 次長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 所長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副所長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 副センター長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 市町教育支援・人事監 学校防災推進監 子ども安全対策監 人権教育監 書記長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 室長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。） 局長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。）</p>
5 及び 6	<p>課長補佐（困難な業務を行うものに限る。） 副所長（条例第 17 条の規定により管理職手当を支給される職以外の職で、困難な業務を行うものに限る。） 副校長（任用規則別表に規定する課長補佐級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 教頭（困難な業務を行うものに限る。） 副園長（困難な業務を行うものに限る。） 行政組織規則第 110 条第 2 項の表の上欄に規定する事務長（困難な業務を行うものに限る。） 課長（任用規則別表に規定する課長補佐級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p>	4 及び 5	<p>課長補佐（困難な業務を行うものに限る。） 副所長（条例第 17 条の規定により管理職手当を支給される職以外の職で、困難な業務を行うものに限る。） 副校長（任用規則別表に規定する課長補佐級の職で、困難な業務を行うものに限る。） 教頭（困難な業務を行うものに限る。） 副園長（困難な業務を行うものに限る。） 事務長（困難な業務を行うものに限る。） 課長（任用規則別表に規定する課長補佐級の職で、困難な業務を行うものに限る。）</p>



			書記長補佐（困難な業務を行うものに限る。） 室長（条例第17条の規定により管理職手当を支給される職で、課長補佐級の職にあるものに限る。） 次長（任用規則別表に規定する課長補佐級の職で、困難な業務を行うものに限る。）
	7級	1及び2	行政組織規則第19条第1項の表の上欄に規定する副局長 危機管理地域統括監 ひとづくり政策総括監 コンプライアンス総括監 首都圏営業拠点運営総括監 太平洋・島サミット推進総括監 工事検査総括監 副館長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 次長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 総括市町教育支援・人事監 事務局長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。）
		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	9級	1及び2	会計管理者 理事 所長（任用規則別表に規定する部長級の職にあるものに限る。） 館長（任用規則別表に規定する部長級の職にあるものに限る。）
警察	4級	1	課長補佐 隊長補佐 センター長補佐 警察署の課長 警察署の主幹
	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

ロ (略)

			書記長補佐（困難な業務を行うものに限る。） 室長（条例第17条の規定により管理職手当を支給される職で、課長補佐級の職にあるものに限る。） 次長（任用規則別表に規定する課長補佐級の職で、困難な業務を行うものに限る。）
	7級	1及び2	行政組織規則第19条第1項の表の上欄に規定する副局長 危機管理地域統括監 ひとづくり政策総括監 コンプライアンス総括監 首都圏営業拠点運営総括監 市町連携総括監 工事検査総括監 副館長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 次長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。） 総括市町教育支援・人事監 事務局長（任用規則別表に規定する次長級の職にあるものに限る。）
		(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
	9級	1及び2	会計管理者 所長（任用規則別表に規定する部長級の職にあるものに限る。） 館長（任用規則別表に規定する部長級の職にあるものに限る。）
警察	3級	1	係長
	4級	1	課長補佐 隊長補佐 センター長補佐 警察署の課長 警察署の主幹
		2	係長（困難な業務を行うものに限る。）
	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

ロ (略)

ハ 研究職給料表

組織	職務の級	基準となる職務	職名
知事部	(略)	(略)	(略)
局	3級	(略)	(略)
		2及び3	課長（試験研究機関に置かれる職で、任用規則別表に規定する主査級の職にあるものに限る。） 主査
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

ニ (略)

ホ 医療職給料表(二)

組織	職務の級	基準となる職務	職名
知事部	(略)	(略)	(略)
局	4級	(略)	(略)
		2及び3	主査検査員 教務主任
	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

へ (略)

ハ 研究職給料表

組織	職務の級	基準となる職務	職名
知事部	(略)	(略)	(略)
局	3級	(略)	(略)
		2	課長（試験研究機関に置かれる職で、任用規則別表に規定する主査級の職にあるものに限る。） 主査
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

ニ (略)

ホ 医療職給料表(二)

組織	職務の級	基準となる職務	職名
知事部	(略)	(略)	(略)
局	4級	(略)	(略)
		2	主査検査員 教務主任
	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

へ (略)

附 則

ハの規則が、令和11年4月1日から施行する。

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---